

○ 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令（平成五年政令第三十一号）

改正案	現行
<p>（同一人に対する信用の供与）</p> <p>第十二条 信託業務を営む金融機関が元本補填付き金銭信託（法第六条の規定により元本の補填の契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補填付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金（貸出金として内閣府令で定めるものをいう。）を含むものとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 第二条第八号、第九号、第十四号又は第十五号に掲げる金融機関 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第十條第七項第一号（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。）に規定する貸出金</p>	<p>（同一人に対する信用の供与）</p> <p>第十二条 信託業務を営む金融機関が元本補填付き金銭信託（法第六条の規定により元本の補填の契約をしている金銭信託（貸付信託を含む。）をいう。以下同じ。）に係る信託契約を締結している場合には、次の各号に掲げる金融機関に係る当該各号に定める貸出金には、当該元本補填付き金銭信託の信託財産の運用に係る貸出金（貸出金として内閣府令で定めるものをいう。）を含むものとする。</p> <p>一〜七 （略）</p> <p>八 第二条第八号、第九号、第十四号又は第十五号に掲げる金融機関 水産業協同組合法施行令（平成五年政令第三百二十八号）第十條第七項第一号（同条第十二項及び第十五項において準用する場合を含む。）に規定する貸出金</p>